



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会社名 星和電機株式会社
代表者名 取締役社長 増山 晃章
(コード 6748 東証第2部)
問合せ先 専務取締役 愛知後 秀作
(TEL. 0774-55-8181)

監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設される監査等委員会設置会社に移行することおよび当該移行に必要な「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第67期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む)に取締役会の議決権を付与することで、取締役会の監督機能をさらに強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、現在の監査役会設置会社から移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成27年6月26日に開催予定の当社第67期定時株主総会において、必要な定款変更について承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 提案の理由

- ①当社は、監査を担う者を取締役会の議決権を付与することにより、監査機能をさらに強化するため、監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものです。
- ②平成27年5月1日に施行された会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、定款の定めによって業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められることとなったことに伴い、それらの取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③株式事務の効率化および管理コストの削減を図るため、会社法第189条第2項を踏まえ、単元未満株式についての株主としての権利に制限をかけるべく、条文を新設するものです。
- ④上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、現行規定内容を明確にすることその他の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成27年6月26日
定款変更の効力発生日（予定）	平成27年6月26日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第4条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第5条～第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第10条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(員数) 第18条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新設)</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p> <p>第2章 株式 第6条～第8条 (現行通り)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第10条～第12条 (現行通り)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (削除)</p> <p>(員数) 第19条 当社の監査等委員でない取締役は、12名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設) 第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(招集通知) 第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議) 第24条 (条文省略) (新設)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第25条 (条文省略)</p>	<p>(選任方法) 第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行通り) 3. (現行通り)</p> <p>(任期) 第21条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行通り)</p> <p>(招集通知) 第24条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(決議) 第25条 (現行通り)</p> <p>2. <u>前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。</u></p> <p>3. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行通り)</p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第26条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 第25条第3項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第27条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u> (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第31条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(任期)</u> 第32条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(招集通知)</u> 第34条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削除)
<p><u>(決議)</u> 第35条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第36条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(議事録)</u> 第37条 監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第38条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の監査役（監査役であつたものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u> 第30条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(招集通知)</u> 第31条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(決議)</u> 第32条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u> 第33条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p><u>(議事録)</u> 第34条 監査等委員会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="347 342 592 371">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="204 376 443 405"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p data-bbox="204 409 687 439">第40条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p data-bbox="204 479 571 508">第41条～第42条 (条文省略)</p> <p data-bbox="220 548 320 577">(報酬等)</p> <p data-bbox="204 582 778 647">第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="347 687 512 716">第7章 計算</p> <p data-bbox="204 721 571 750">第44条～第46条 (条文省略)</p> <p data-bbox="204 790 549 819">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p data-bbox="204 824 772 958">第47条 <u>剰余金の配当および中間配当が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p data-bbox="220 999 293 1028">(新設)</p>	<p data-bbox="954 342 1198 371">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="826 376 906 405">(削除)</p> <p data-bbox="810 479 1177 508">第35条～第36条 (現行通り)</p> <p data-bbox="826 548 927 577">(報酬等)</p> <p data-bbox="810 582 1378 647">第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p data-bbox="954 687 1118 716">第7章 計算</p> <p data-bbox="810 721 1177 750">第38条～第40条 (現行通り)</p> <p data-bbox="810 790 1155 819">(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p data-bbox="810 824 1378 958">第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。</u></p> <p data-bbox="810 999 868 1028"><u>附則</u></p> <p data-bbox="810 1032 1390 1200">第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>

以上